

要望書作成の手引き

島田市都市基盤部すぐやる課

1. 記入上の注意点

《新設・改良等要望書》

○はじめに

- ・この要望書は、道路や水路の新設または改良・改修等を要望するもので、関係地域住民や土地の所有者の方たちの要望を各自治会で検討していただき、地域の事業への協力体制が整った状況で市に提出していただくようお願いします。

また、**各自治会からの提出件数は、上限5件とさせていただきますが、新設改良要望のうち、災害復旧に関するもの、道路反射鏡、溝蓋設置などの局所的で小規模なもの、国、県等への要望するものについては、除外とし上限5件に含みません。**

○要望内容（表紙）

- ・括弧内の新設・改良のどちらかを○で囲み、その他には要望事項のタイトルなどを記入して下さい。また、内容欄へ要望概要を簡潔に記入して下さい。自治会印がない場合は、自治会長の印として下さい。
- ・新設・・・新たに道路や水路、交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、道路照明灯など）を設ける場合
- ・改良・・・既存の道路や水路、交通安全施設の機能等を、現状よりよくする場合
- ・その他・・・計画等、市への要望事項全般

○要望の主旨・要望に至った経緯

- ・要望する内容について、なるべく詳細に記入して下さい。
- ・現状の生活環境の不具合から、事業を行うことにより地域の生活環境が大きく改善するなど、要望に至った経緯を記入して下さい。

○位置図・写真・図面

- ・位置図は北を上にした地図の添付又はポンチ絵で、目標物等を入れて記入して下さい。
- ・写真は要望内容の状況が判断できるようなものを添付して下さい。
- ・図面は要望内容をより詳細に伝えたい場合に記入して下さい。未記入でも構いません。
※添付の記入例を参考にして下さい。

○事業承諾書及び地権者同意書

- ・事業採択された場合、円滑に事務手続きを進めるために、事業箇所の土地所有者の承諾や隣接される関係者の事業に対する同意を得て下さい。
- ・代表者の方の欄に○を記入して下さい。代表者とは、要望内容が分かり関係者等との連絡調整をしてくださる方です。

○提出時期

- ・新設・改良等の要望の提出期限につきましては、6月末までとさせていただきます。各地域で十分な調整を行った上で、取りまとめをお願いします。

2. 記入上の注意点（つづき）

《維持・修繕要望書》

○要望内容

- ・道路の補修・・・舗装の老朽化による路面のくぼみ・クラック・段差等の補修、石積・ブロック積・コンクリート擁壁等道路施設の補修
側溝等の排水の不具合、グレーチング・溝蓋の修繕
- ・水路の補修・・・水路のクラック等による漏水修繕等
- ・交通安全施設・・・カーブミラーや防護柵の修繕、区画線等の補修
- ・その他・・・地域で対応が困難な土手敷等の草刈り、市内一斉の河川美化活動で地域ではできない水路の浚渫等

○要望箇所

- ・地番や目標となる施設があれば記入して下さい。

○要望理由

- ・箇条書きでも結構ですので、施設の現状および要望内容を分かりやすく記入して下さい。

○要望者（関係者等）

- ・要望される方（全員）の氏名の記入をお願いします。

○位置図・写真

- ・要望書の裏面に位置図と写真を添付して下さい。
位置図は、できるだけ分かりやすい縮尺の図面をお願いします。また、ポンチ絵で記入していただいても結構です。
- ・写真は、状況が判断できるような写真を1～2枚添付して下さい。

○提出時期

- ・維持修繕の要望の提出につきましては、提出期限は定めません。要望事項が発生次第その都度提出をお願いします。
- ・道路陥没など、すぐ対応が必要なものにつきましては、電話にて連絡をお願いします。

○その他

- ・記入にあたっては、自治会長と代表者の氏名の記入と押印をお願いします。

※令和5年度に提出した要望書のうち、継続となった要望書は3年間の有効期限があるため、令和6年度および令和7年度に再度要望書を提出する必要がありません。

3. 要望書提出、回答までの流れ

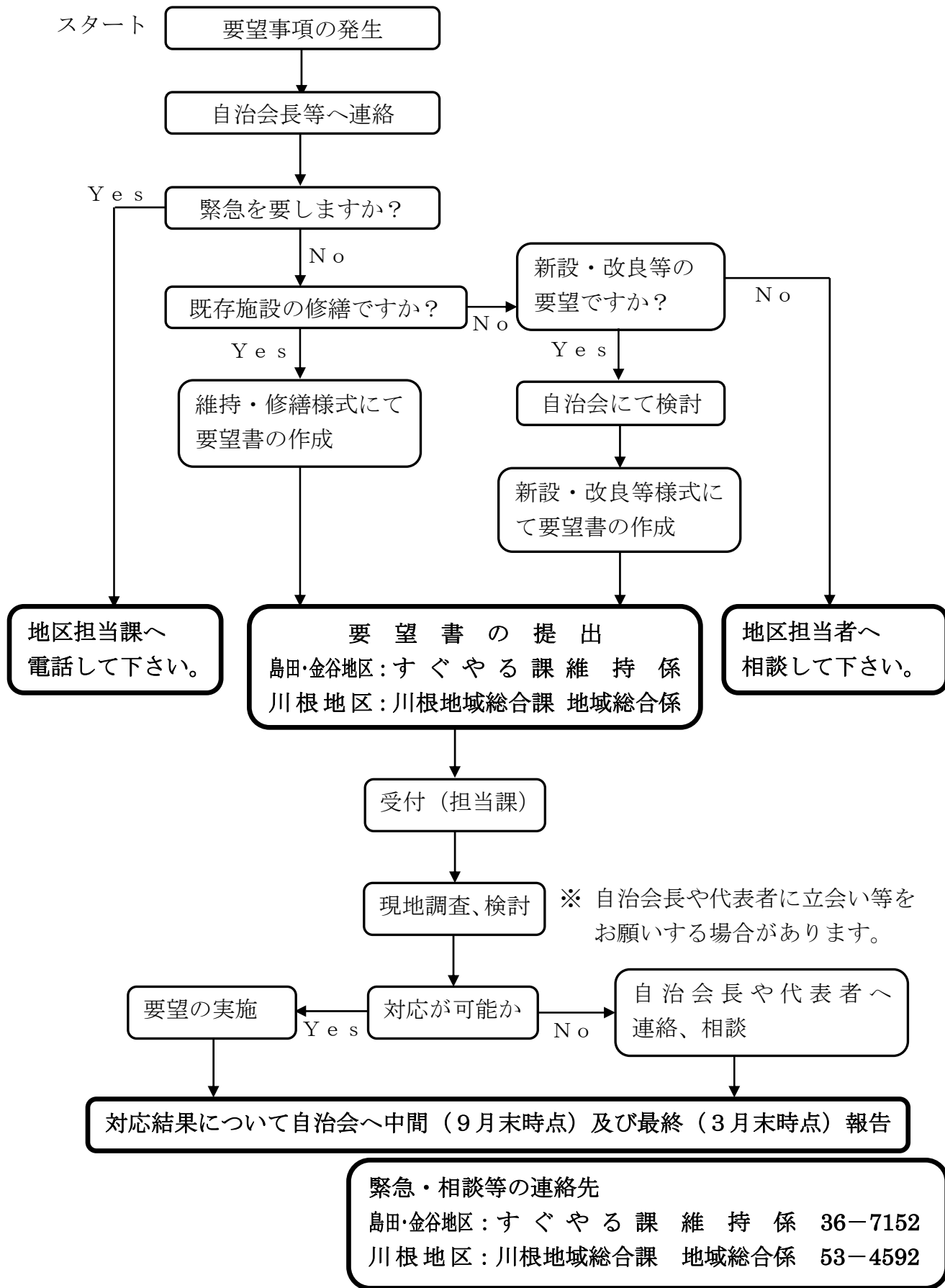
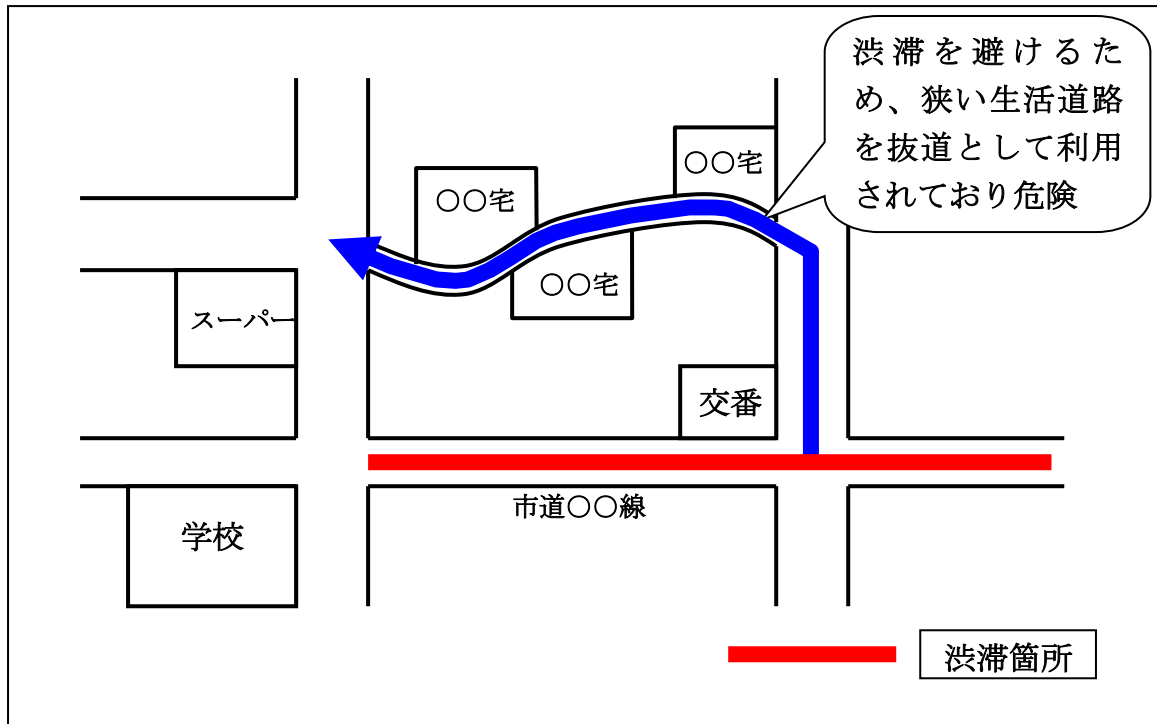
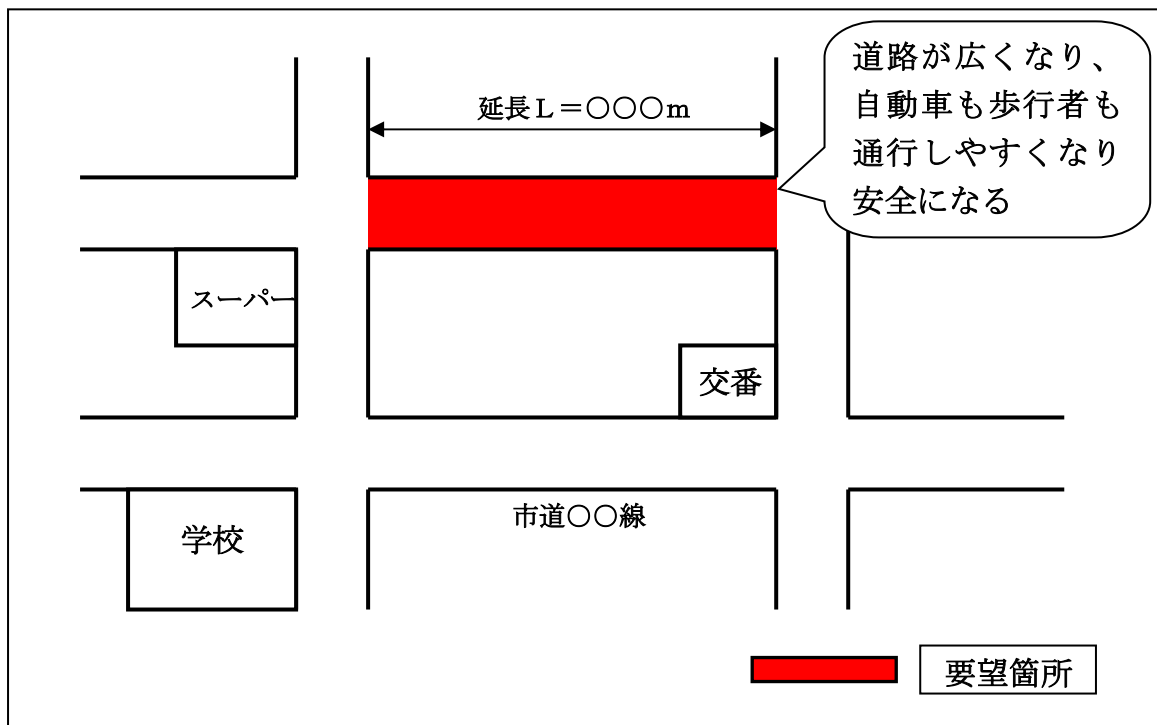


図 面

現況



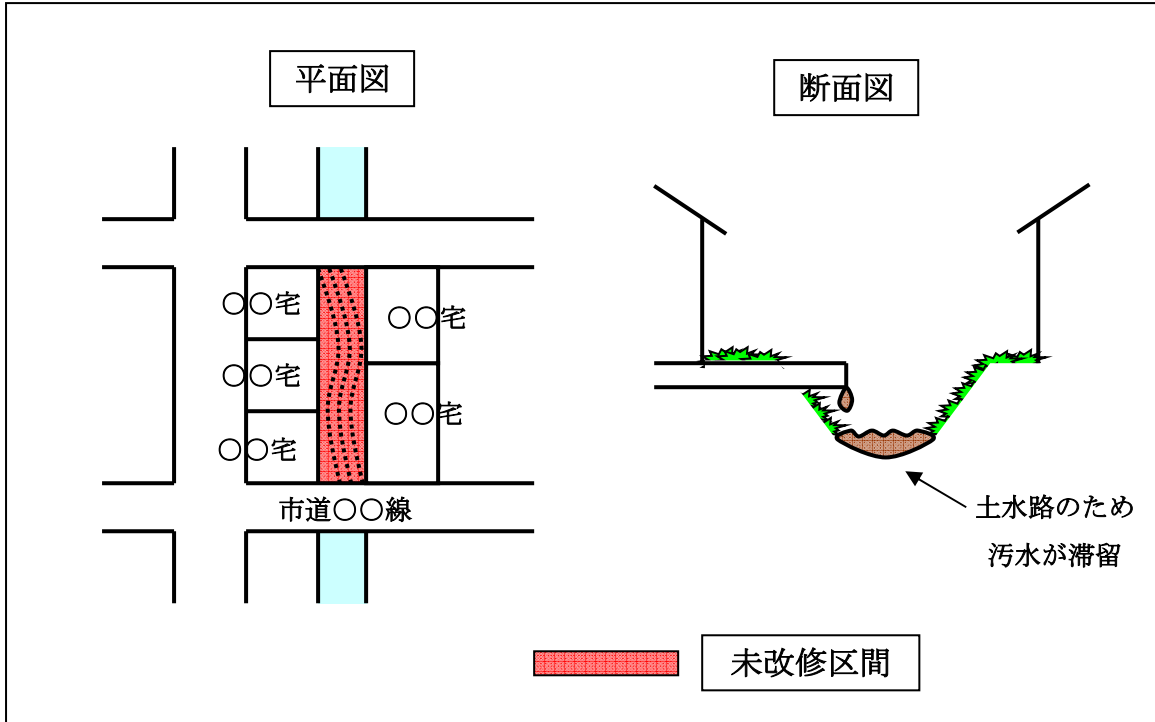
整備後



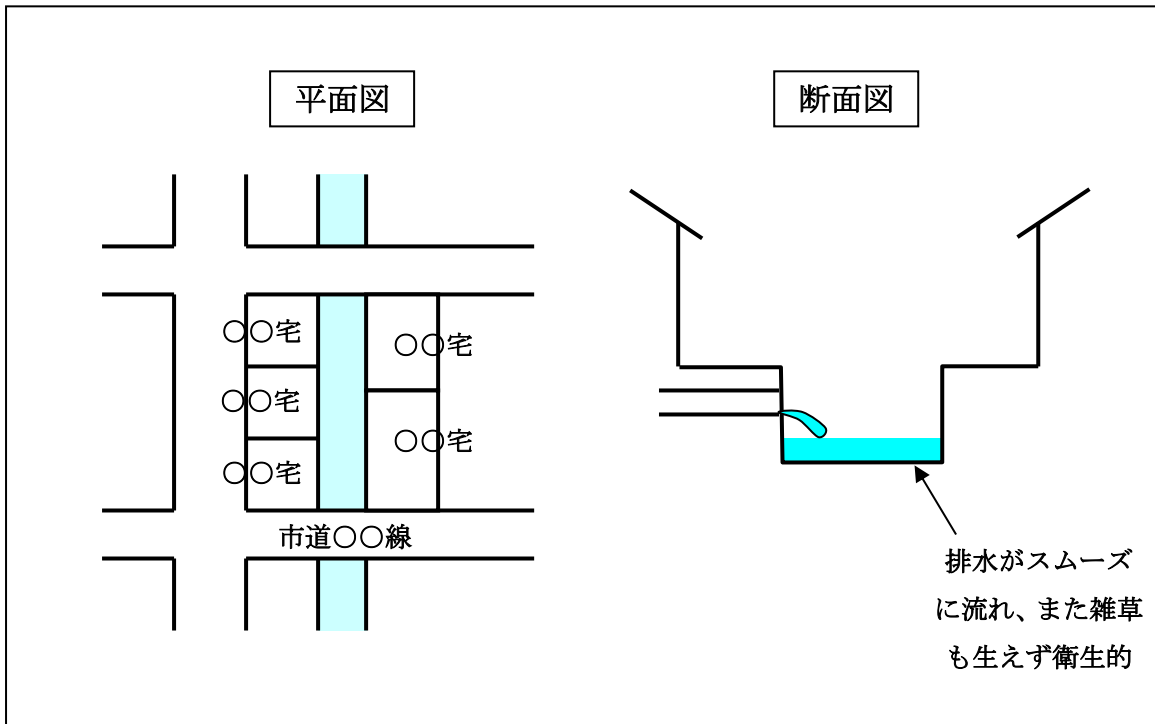
- 具体的にどのようにして欲しいかを分かりやすく記載してください。

図 面

現況



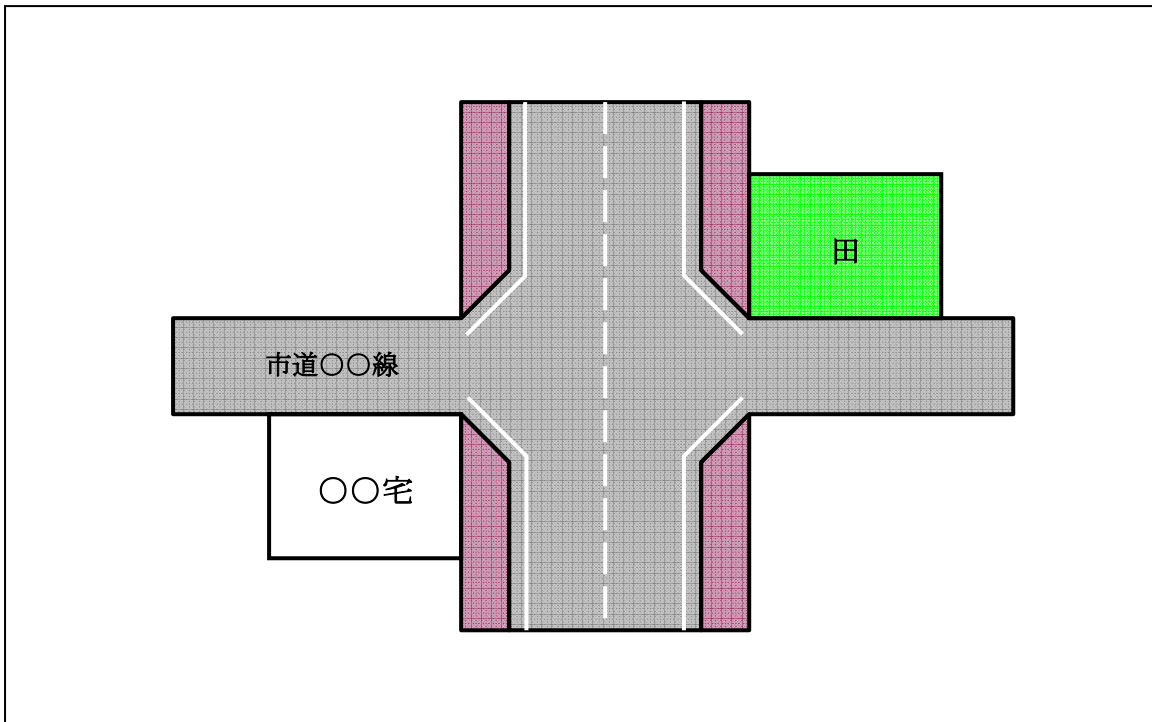
整備後



- 具体的にどのようにして欲しいかを分かりやすく記載してください。

図 面

現況



整備

